

平成 29 年 12 月 14 日

監理団体 各位

法務省入国管理局入国在留課
厚生労働省海外人材育成担当参事官室
外国人技能実習機構監理団体部

送出機関との不適切な関係についての注意喚起

平成 29 年 12 月 12 日、テレビ東京「ガイアの夜明け」にて、ベトナムの送出機関関係者から、日本の監理団体が技能実習生一人の受入れを決めるごとにキックバック等を要求している実態があるとの証言が報道されました。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、「技能実習法」という。）第 28 条において、監理団体は、送出機関を含む関係者から、監理費以外の手数料又は報酬を受けてはならないとされています。

報道にあったような行為が事実であるとすれば、技能実習制度全体に対する不信を生み出す、あってはならないものです。法務省・厚生労働省・外国人技能実習機構は、このような行為が明らかになった場合は、許可の取消や告発を含め厳しく対処させていただきますので、改めて技能実習法の規定を遵守した適切な監理事業を行っていただくよう、注意喚起いたします。

<技能実習法>

第二十八条 監理団体は、監理事業に関し、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等その他の関係者から、いかなる名義でも、手数料又は報酬を受けてはならない。

2 監理団体は、前項の規定にかかわらず、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の監理費を団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができる。

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

二 第二十八条第一項の規定に違反した場合におけるその違反行為をした監理団体の役員又は職員

監理団体と送出機関の不適切な関係について

監理団体が監理費に該当しない金銭を、送出機関を含む技能実習の関係者から受け取った場合（ex 監理団体が送出機関等からキックバックを受け取った場合）は、監理団体の許可取消の対象となるほか、罰則も適用されます。

* 監理団体が監理費に該当しない金銭を送出機関を含む技能実習の関係者から受け取った場合は、技能実習法第28条の規定に違反し、監理団体許可の取消対象となるほか、技能実習法第111条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の対象となるところ。

監理団体と送出機関の間で、技能実習生が日本で失踪などをした場合について、送出機関が監理団体に対して違約金等を支払う旨の契約がなされる場合については、下記説明のとおり、技能実習法の主務省令に違反するものであるため、技能実習計画の取消などの対象となります。

主務省令第10条第2項第6号ロでは「申請者又は外国の準備機関（団体監理型技能実習にあつては、申請者、監理団体、取次送出機関又は外国の準備期間）との間で、違約金等の制裁を定めていないこと」と規定されている。

これについては、技能実習生等との直接の契約でなくとも、実習実施者と取次送出機関などの関係者間で違約金を定めるような契約が行われた場合は、違約金を徴収するおそれがあるため、技能実習生の保護の観点から、このような規定を置いているもの。

具体的には、技能実習生が失踪した場合の制裁として実習実施者が取次送出機関に対して違約金等を支払うことなどを定める契約などが想定される。

※ この規定については、旧制度の上陸基準省令（平成2年法務省令第16号）の「技能実習第1号ロ」の項の下欄第7号においても同様の措置がされているところ。